

京都さつき法律事務所報 第17号 2011(平成23)年1月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

2011新年号



2011年がみなさまにとって良い年になりますように。
今年もよろしくお祈りします。

2011年正月 京都さつき法律事務所一同

チームさつき

亀岡さつき法律事務所 所長弁護士 平井宏俊

京都さつき法律事務所から独立し、亀岡に事務所を開設して早5年半。京都さつきNEWSに久しぶりに掲載させていただき、大変うれしく思います。

最近、巷では最近終わったTVドラマ医龍の「チームドラゴン」をはじめ「チーム」が流行っています。

私は、事務所名を現在の名称に変更する際、独立した事務所とはいえ、この先も緩やかでよいから京都さつきと「さつきグループ」とでも呼べる提携関係を持続したいとの想いから、事務所名に「さつき」を入れさせていただきました。

しかし、最近、チームドラゴンのかっこよさに影響され、「グループ」ではなく「チーム」だっ

て思うようになりました。チームとグループの違いをウィキペディアで調べてみると、チームとは、共通の目的、達成すべき目標を共有し、連帯責任を果たせる補完的なスキルを備えた少人数の集合体であり、グループ

の目的がメンバー個々の業績水準を底上げすることにあって、その成果は個人の成果の総和にしかならないのに対し、チームは、個々の異なる価値観を相互に認め合い、それを生かしたチームワークを発揮することにより、その成果はグループのそれより大きくなると書かれていました。

そして、チームには大きく分けて、①和を大切にする「和・仲間チーム」、②規律や仕組み



に沿った動きで勝負する「仕組み・軍隊チーム」、③先端的開発で生きる「精鋭・開発チーム」、④変幻自在な創造性を特徴とする「変幻・アメーバチーム」に分けられるそうです。

では、肝心の目的は何か。私個人としては、関わりあった方がそれぞれに生きていくことに

自信を持ち、幸せを感じていただけることが目的であり、「最高の笑顔のプロデューサー」として法律を超えた部分で、法律のプロとしての力を発揮できるような弁護士となることを目標としています。

チームさつきのメンバーが全員かっこよく働き、関わり合っ

たすべての方たちが最高の笑顔を見せてくれる…。それが私の新年の初夢であり、理想は高いですが実現めざして努力しますので、今後とも両さつき法律事務所をよろしく願います。なお、私の理想とするチームは先の分類からすると「変幻・アメーバチーム」です。

【司法修習生の給費制の存続を求める請願書】 ご協力への御礼

弁護士 山下信子

署名をお願いしましたところ、たくさんのご協力をいただきました。給費制は、司法試験に合格した後、裁判所・検察庁・弁護士事務所で実務研修を積む司法修習生に、勉強に専念させるため、給与を支給する制度です。昨年の11月からこの制度の廃止が決まっていたのですが、皆さまの署名のおかげで、廃止が1年延期されることに、このあいの臨時国会で決まりました。ご自分のお店や診療所に置いてくださった方、従業員からも集めて下さった顧問会社の社長さま、署名に加え給費制維持を支持するお手紙を書いてくださった方……厚く御礼申します。

私は、司法修習生の指導担当をし、また、京都弁護士会の司法修習委員会の委員として、修習カリキュラムの策定や就職問題に関わっていますので、水際で、最近の状況を感じています。

法科大学院の志願者は法科大学院ができた7年前の4分の1にまで激減しました。社会人入学も約2分の1に激減しました。

大学4年のあと、法科大学院に2年ないし3年間通わせられる家庭は多くないでしょうし、自分の力で学費と生活費を捻出するとなると多額の奨学金借入れを抱えることになり、そのうえ合格率が40%程度となると、多様な、優秀な人材が、法曹界に飛び込むことを躊躇することになりかねません（例えば「だからあなたも生き抜いて」の大平光代弁護士は、中卒で通信の



2010年5月娘の大学の卒業式にて

法学部で学んだとか)。

このような思いから、今頃何を言っているのだという批判のあることは理解したうえで、署名をお願いしました。ありがとうございました。

内村弁護士が10月に独立しました

内村弁護士が、当事務所に入所してから5年。この間、内村弁護士は、困難な事件においても勝訴あるいは勝訴的解決を勝ち取り、平井宏俊弁護士が亀岡ひまわり基金法律事務所に出たあとの、さつき事務所を支えてくれました。

また、内村弁護士は、電話リース事件、たけうち弁護団など、消費者事件を中心に、諸先輩方に導かれ、仲間たちと切磋琢磨し、あるいは、弁護士会活

動の若手の中心的担い手のひとりとして活動してきました。

当事務所にとりましては、誠に残念ですが、四条法律事務所がみなさまから信頼される法律事務所として成功し、弁護士会の活動にもいっそう活躍されることを信じて疑いません。

内村和朝弁護士と四条法律事務所をよろしく願います。

弁護士 山下信子

リース弁護団に入りました

弁護士 **森田基彦**

最近、諸先輩からのお誘いにより、リース被害弁護団に入団しました。

高額な商品を購入する場合、分割払いである割賦販売のほか、リース契約という名目で契約を締結することがあります。

両者は、法的には異なる契約ですが、数回～数十回、定額の金銭を支払い、その間、商品なり役務（エステや語学学校などが挙げられます）の提供を受けることができる点で共通します。

高額な商品・役務が、月々に直すと支払可能な範囲で手に入るの、賢く使えば便利な制度のようにも思えます。しかし、月額の安さに惹かれ、契約した

後に、実は、総額が商品の定価の数倍に及んでいたり（暴利行為）、契約書に途中解約ができない条項が記載されていたり、不必要な機能や商品がセットとして契約に含まれているなどして、購入者に不利益である場合があります。

特に、自営業者が法人として契約する場合、特定商取引法や消費者契約法の適用除外が原則であり、契約者に有利な、クーリングオフ等の条項が適用されない可能性があります。悪質な訪問販売業者は、個人でなくあえて法人名義で契約させ、上記の適用除外を主張します。

以上のように、一括で購入す



森田撮影、下鴨神社にて

ることが不可能な高額商品を、分割払いで利用できることがリース契約の利点ですが、支払総額や契約条項に注意しないと、後々紛争になることもあるので、よくよく気をつけてご契約ください。

ご挨拶

謹啓 皆様におかれましては、ますますご清祥にお過ごしのこととお慶び申し上げます。

さて、私こと、平成17年10月より京都さつき法律事務所において執務してまいりましたが、この度、山下信子先生の了解を得て、司法修習同期の若宮隆幸弁護士、櫻井俊輔弁護士と共に、下記の新事務所を開設させていただくこととなりました。

京都さつき法律事務所在籍中は、皆様方からのご厚情、ご支援を賜り、充実した日々を送らせていただきました。厚く御礼申し上げます。

京都さつき法律事務所です培った経験、小さな事件でも丁寧に事件に取り組む山下信子先生の姿勢を範として、今後、より皆様方に信頼していただける弁護士となれるよう、精進してゆく所存です。皆様には引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しく願います。

敬白

弁護士 **内村和朝**

(新事務所)

四条法律事務所

〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町659 烏丸中央ビル8階

TEL : 075-231-1014 FAX : 075-231-1018

菅佐知子事務員の



かもめ食堂



北欧ヘルシンキで日本食専門の小さな店を営むサチエ。しかし客は全く来ない。

市内の書店で出会った日本人女性ミドリ、フィンランドに旅行に来た荷物を失った日本人女性マサコがお店にやってきて…

凜とした店主サチエが手際よく作り出す、和定食やおやつ。映画が進むにつれ、確実にお腹が空いてきます。何か大事件が起きるわけでもなく、物語は淡々と進んでいきます。一見穏やかな日常を描いているように見えますが、実はとても現実離れしています。実生活では嫌なことも起こるし、ゴミも出るし、人をねたむこともあり、決して美しいだけの世界ではないはず。好き嫌いが別れる映画かもしれませんが、のんびりしたい時にわたしは観たくなります。

この映画の素晴らしいと思うところは、自分で丁寧にコーヒーを淹れたくなったり（わた

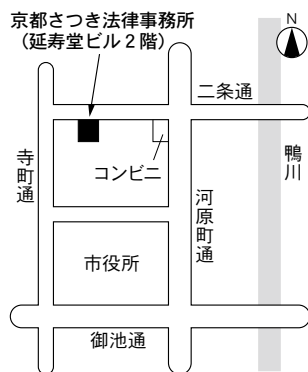
しはコーヒーが飲めませんが）、おにぎりを握りたくなったり、部屋をきれいに片付けたくなったり。そして、過ぎていく毎日に小さな幸福に喜びを持った。…そんな変化を自分に与えてくれるところ！

でも何より好きなものはかもめ食堂のインテリアです。明るく清潔感あふれるインテリアはとても美しいのです。さりげなく出てくる雑貨たちに、わくわくします。そしていつか、北欧を旅したいなと思います。寒さにはめっぽう弱いのですが大丈夫かしら？

前号ではおたよりや感想をたくさん頂き、有難うございました。とてもうれしい半面、何か照れくさい気持ちになりました。

昨年大変お世話になりました。平成23年が皆さまにとって、素晴らしい年でありますように。

事務所へのアクセス



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いても10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

〒604-0931
京都市中京区河原町二条西入る
榎木町95番1 延寿堂ビル2階
京都さつき法律事務所
電話 075-257-3361
FAX 075-257-3371

編集後記

皆さま、如何お過ごしでしょうか？ まだまだ厳しい状況が続きますが、2011卯年が皆さまにとって、よい年になりますように。京都さつきも、亀岡さつきも、皆さまの家庭と仕事を守るために、一層努力を重ねたいと思います。2011年もよろしくお願い致します。

年末年始は12月29日～1月5日まで事務所を休ませていただきます。平成23年1月6日より新年の業務を開始します。

